

## やさしさであふれる会 規 約

### 第1条 (名称・所在地)

本会は、やさしさであふれる会と称し、主たる事務所を島根県出雲市下横町 475 番地 2 号におく。

### 第2条 (目的)

本会は、長島和孝氏の政治活動を支援し、出雲市の発展と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講演会、座談会等の開催
2. 会報等の発刊及び配布
3. 関係諸団体との連携
4. その他本会の目的達成のため必要な事業

### 第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

会員が次の各号のいずれかに該当していることが判明した場合、本会はその会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消し、又は退会させることができるものとする。なお、入会の取り消し又は退会となった場合、会費は返却されないものとする。

1. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 入会申込者が実在しない場合
3. 入会申込者の承諾なくして第三者が申込んだ場合
4. 入会申込者が反社会的勢力等に該当していると本会が認める場合
5. 本規約等に違反した場合
6. その他、会員として不適當であると本会が認める場合

### 第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- |       |     |
|-------|-----|
| 会 長   | 1 名 |
| 副会長   | 2 名 |
| 幹 事   | 若干名 |
| 会計責任者 | 1 名 |
| 監 事   | 2 名 |

### 第6条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。
2. 会長は役員会を代表し、必要に応じて役員会を招集する。
3. 幹事は役員会を構成し、本会の会務の重要事項を処理する。
4. 監事は本会の業務及び会計の状況を監査する。

### 第7条 (役員会)

1. 本会には、会務の重要事項を決定する機関として役員会を置く。
2. 役員会は、毎年12月に開催する。
3. 臨時役員会は必要に応じて、その都度会長が招集する。
4. 役員会は、役員の過半数をもって成立し、出席役員の過半数の賛成をもって議決する。但し、委任状を認める。
5. 役員会は、次の重要事項を決定する。
  - ① 事業計画

- ② 予算・決算
- ③ 規約の改定
- ④ 役員の選任
- ⑤ その他の重要事項

第8条（役員の選出及び任期）

1. 役員は、総会において多数決によって選出する。
2. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（総会）

1. 定期総会は、毎年1月に開催する。
2. 臨時総会は必要に応じて役員会の議決によりその都度、会長が招集する。

第10条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

第11条（会計年度及び会計監査）

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
2. 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第12条（情報管理）

本会は、会員名簿の政治活動目的以外の使用および名簿の一般公開を禁止する。

第13条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において多数決によって決定する。

第14条（補則）

本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和7年1月27日より実施する。

この規約改正は令和7年2月3日から施行する。

この規約改正は令和7年3月18日から施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

島根県出雲市下横町475番地2号

代表者 長島和孝